

第3回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和元年9月18日(水曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前11時37分 散会

付託事件

水道事業会計及び下水道事業会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

- (1) 認定第2号 平成30年度水戸市水道事業会計決算認定について
- (2) 認定第3号 平成30年度水戸市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員(13名)

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	小 川 勝 夫 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	土 田 記 代 美 君
委員	田 中 真 己 君	委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	田 口 文 明 君	委員	鈴 木 宣 子 君
委員	飯 田 正 美 君	委員	小 泉 康 二 君
委員	渡 辺 政 明 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(3名)

議長	安 藏 栄 君	議員	中 庭 次 男 君
議員	田 口 米 藏 君		

5 説明のため出席した者の職、氏名

上下水道事業 管理者	檜 山 隆 雄 君	上下水道局 水道部長	伊 藤 俊 夫 君
水道総務課長	梶 山 哲 君	経 理 課 長	栗 原 千 尋 君
料 金 課 長	倉 田 佳 則 君	水道整備課長	杉 山 健 一 君
給 水 課 長	梶 山 学 君	浄 水 管 理 所 事務所長	島 孝 夫 君
上下水道局 下水道部長	白 田 敏 範 君	下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君
下水道整備課長	松 葉 光 隆 君	下水道施設 管理事務所長	川 原 井 正 浩 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富 岡 淳 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
書 記	矢 吹 友 鏡 君		

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回公営企業会計決算特別委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、認定第2号及び認定第3号であります。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております認定第2号及び認定第3号を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

通告に基づく質疑

○高倉委員長 それでは、昨日の委員会に引き続き、通告に基づく質疑を行ってまいります。

それでは、田中委員から発言を願います。

田中委員。

○田中委員 おはようございます。

多数の請求資料を、お忙しい中、出していただきましてありがとうございます。

通告に従いまして、質問させていただきたいと思います。

まず初めに、水道事業会計であります。通告の1から4につきましては、県中央広域水道からの受水の問題に関連するものですので、まとめて簡潔に御質問させていただきます。

初めに、請求資料の25ページとそれから議案書⑩の34ページですね、水戸市の現況施設能力と平成30年度の配水実績が示されております。この関係を御説明いただきたいと思います。

そして、あわせて内原地区と常澄地区で県からの受水をしているわけですが、開江浄水場からも送水していると思います。この関係を御説明いただければと思います。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

本市の施設能力につきましては、開江浄水場と楮川浄水場をあわせまして摂取量13万750立方メートルでございます。平成30年度決算における1日最大配水量は、7月2日に記録しました9万8,391立方メートルでございます。

また、内原地区と常澄地区の県受水の関係でございますが、さきの本会議におきまして水道部長からの答弁がございましたように、浄水場の施設能力につきましては、日本水道協会の設計指針におきまして、施設の改修やまた方針に際しても計画水量25%の余力を維持することが望ましいとされてございます。

また、内原配水池、常澄配水池につきましては、開江浄水場からの送水に加えまして県中央広域水道からの供給を受けている状況でございます。

内原地区、常澄地区につきましては、浄水場から送る送水管の距離も長く、漏水や事故等のリスク、また設備の故障という水質事故、こういった場合の生産能力減につきましても常時安定した給水力をする上で、

給水につきましては複数の水源の一つとして運用を行ってまいりたいと考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 もう最初に全て答えていただいたんですけども、順を追ってちょっと聞きたいと思うんですが、年度末給水人口と水道事業基本計画（第3次）における給水人口の将来見通しについてもお聞かせいただきたいと思います。平成30年度末に26万7,887人と、議案書⑩の34ページの表の一番上にあるわけですけども、第3次計画では、基本的にもっと後の年度まで給水人口がふえていくという見通しだったかと思うんですけども、前年度と比べても305人減っている。その前々年度と比べても減少傾向にずっとあると思うんですけども、その点も含めて確認をしたいと思います。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 水道事業基本計画（第3次）にもございますとおり、田中委員がおっしゃったとおり、平成35年、令和5年度には計画一日最大給水量は計画給水人口27万人に対して10万9,200立方メートル、平成40年度、令和10年度につきましては、計画給水人口26万7,000人となっておりますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、予備力として計画給水量の25%を維持できることが望ましいとされておりますので、現時点において適正な状況かと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 1日最大給水量と比べて25%程度余裕が必要だというのが指針としてあるということでした。それについては、具体的には平成30年度の実績と比べて、現在満たされているというお話がありましたけれども、どれくらい満たされているのかお答えいただけますか。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の1日最大給水量につきましては、先ほど申し上げましたとおり、7月2日に記録しました9万8,391立方メートルでございます。施設能力13万750立方メートルに対しまして約3万2,000立方メートルほどの余裕がございますけれども、これは主に施設能力の25%に相当するものでございまして、現状においては適当な状況となっているものでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

それでですね、現在、人口の横ばいとか給水量の減少傾向はずっと続いていて、第3次計画で示した令和5年度までは27万人までふえるだろうと、その後は下降するという、令和10年度までには約26万7,000人に減るだろうと予測をしていたそのピークが、既にもう下降線に入っていると言えらると思うんですね。

そういう中で、受水の必要性ということをもう少し聞きたいと思うんですけども、平成30年度に支払いました受水費とその内訳としての常澄地区、内原地区の状況について追加資料をいただいております。26ページ、27ページで御説明をいただきたいと思います。あわせて平成30年度まで累積で支払いました受水費は幾らになるのかもお答えいただきたいと思います。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

平成30年度の受水費について御説明いたします。受水費につきましては、まず常澄地区から御説明いたしますけれども、基本料金9,148万1,760円、使用料金708万450円、常澄地区の受水費の合計は9,856万2,210円でございます。内原地区につきましては、基本料金2,346万4,320円、使用料金708万5,000円、内原地区の受水費の合計は3,054万9,320円でございます。平成30年度の常澄地区、内原地区を合わせました受水費は、基本料金1億1,494万6,080円、使用料金1,416万5,450円の合計1億2,911万1,530円でございます。

平成10年度から平成30年度までの累積受水費につきましては、基本料金27億5,737万1,040円、使用料金9億7,285万8,900円の合計37億3,022万9,940円でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 私が問題にしたいのは、追加資料の25ページに戻りますけれども、表の真ん中の総配水量、使った水ですね、配水した水の全体が下にあるわけですが、そのうち、県受水の割合というのは、総配水量で0.7%、1日最大配水量で0.6%にすぎません。しかし、毎年1億円以上の受水費を支払う価値があるのかということなんです。

茨城県の中央広域水道というのは、全国一高いということで問題視されてきました。

平成29年4月から、今御説明のあった基本料金が、追加資料26ページの注2にも書いてありますが、少し安くなりました。基本料金が下がったんですけれども、しかし、いまだに高いということで、この点の市の認識と、高橋市長が中心となって値下げ要望を繰り返されてきたと思うんですけれども、平成30年度はそういったことを行ったのかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

茨城県の中央広域水道用水供給事業の料金につきましては、県の企業局で行っております4広域水道用水供給事業の中におきましても、基本料金、使用料金ともに高いということについては私どものほうも認識しております。

話がございましたように、3年前ですかね、基本料金の一部減額がございまして、今400円ほど安くなっている状況でございます。

値下げ要望につきましては、県の料金の算定期間が3年ごとにとということでございまして、平成29年度、平成30年度、そして令和元年度という3カ年の料金算定期間中ではございましたので、平成30年度につきましては、値下げの要望については行っておりませんでした。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 平成30年度は行わなかったということですが、先ほどの答弁でも、複数の水源の一つとして必要なんだという御認識でしたが、それにしても料金が高過ぎるというふうに私は思っております。

追加資料の24ページに、水戸市の給水原価の内訳を出していただきました。平成27年度から平成30年度までほぼ同じような数字が並んでおりますが、そのうち受水費というのは平成30年度の水戸市全体の給水原価162.24円に対して、受水費が4.43円を占めております。先ほど言ったように、ほとん

ど水の総量としては、開江浄水場から送れば、私は足りると思っているんですが、ごくわずかな水に対して給水原価に占める割合が大きいんじゃないかというふうに思うんですね。これがなくなれば、今は162.24円ですけれども、158円ぐらいに下げられるというふうに思うんですけれども、どうなのか。

それから、先ほどお示しいただいた平成30年度の約1億3,000万円の受水費を受水量約21万8,000立方メートルで割りますと、596.3円というふうになります。今回の水戸市の給水原価162.24円に対して約3.7倍も高いということなので、値下げ要望していないということなんですけれども、つまり水戸市の水道事業会計にとっても大きな負担になっているということが事実だと思うんですが、その点も含めて御認識を聞きたいと思います。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

まず、給水原価に占める受水費は平成30年度で4.43円、県からの受水を中止した場合は単純に162.24円中に占める4.43円がなくなって安くなるだろうというような御質問でございますが、現在、常澄地区と内原地区に県から受水して水を送っております。この部分につきましては、水戸市として水の生産を行っておりません。県からの受水を中止するということになりますと、その部分について水戸市で水を生産するというような形になります。そうしますと、給水原価のうち、特にその水をつくるための動力費ですとか、薬品費、こういったものは新たにその分が必要となってまいりますので、給水原価にそれが反映をされてまいります。したがって、県受水費4.43円がなくなれば、単純に4.43円が下がるということではなくて、費用負担が追加になるというふうに考えております。

あと、県受水費と水戸市の給水原価で3.7倍ぐらいの差があるのではないかというような御質問については、単価的に見ますと、委員のおっしゃるとおりで3.7倍の開きはございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 給水問題について、最後にお聞きしたいと思うんですが、県は霞ヶ浦導水の負担金の発生が先送りされるので、基本料金を平成29年度に400円下げたんですけれども、時期が来たら値上げも辞さないのではないかというふうに私は思っております。

水戸市が結んだ協定というのは昭和59年、1984年です。35年前です。人口がふえる右肩上がりの予測のもとに、水が足りなくなるので協定を結んでつくったわけですが、今人口減少時代というのは常識でありまして、新たに中核市になるというこのタイミングで、先ほど申し上げたような水量の余裕があると、この余裕について調べてみますと、施設能力と配水量の差が約3万2,000立米であるという御答弁がありました。これを平成30年度の1日最大配水量で割り返しますと約8万8,000人、それから1日平均配水量で割りますと約9万5,000人、それぐらいの余裕が水戸市にあるわけで。

先ほど、受水をやめればその分を水戸市がつからなければいけないだとおっしゃいましたが、それはそうでしょうが、余裕があるわけですので、そういう点では水戸市がこの県受水にお金を出すよりも、例えば、応急給水拠点を1カ所つくるには1億2,000万円ぐらいだと、3か年実施計画に載ってございました。そういう点では、協定見直し、受水中止の交渉を、値下げ要望も当然ですけれども、交渉すべきではないかというふうに思うんですが、その点、最後にお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

茨城県の水道用水供給事業につきましては、災害に強い強靱な水道の確立と市民の安心安全を担保するという給水拠点の観点から、必要となる給水源の一つということで私どもで捉えております。今後も、有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 この点は中核市移行というタイミングも含めて、真剣に、協定の見直し、受水中止も求めておきたいと思っております。

それから、通告の4番については割愛させていただきます。

5番の給水件数と基本水量についてということで、32ページの追加資料を出していただきました。

この件については、基本料金のみと上記以外という区分けがございます。基本料金というのは、1カ月8立米未満という方だと思いますが、その割合が高いのではないかと、またゼロ立米の方も相当数いるのではないかとということで、その点について、内訳はどういうふうになっているのかをお示しいただきたいと思っております。あわせてひとり暮らしとか、高齢者とか、基本水量が1カ月8立米未満の方が34%いるわけですので、例えばゼロ立米の方は徴収しないとか、使用量に応じた料金にするとか、基本料金を5立米にするとかということも検討するべきなのではないかということも思いますが、その点についても御見解をお聞きしたいと思っております。

○高倉委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

給水件数としましては、平成26年度の13万2,883件から平成30年度が13万7,004件と5年間で4,121件の増となっております。

また、基本水量のみの件数につきましては、平成26年度の4万5,528件から平成30年度の4万6,377件と5年間で849件の増となっておりますが、各年度の給水件数に対する基本水量のみの件数といたしましては約34%前後で横ばいとなっております。

また、基本水量のみのうちゼロ立方メートルの世帯につきましては、平成30年度では6,207件でございます。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 田中委員の質問のうち、基本水量の変更の点についてお答えいたします。

基本料金に含まれる基本水量につきましては、前回の料金改定時に10トンから8トンへと変更した経緯がございます。基本水量の変更につきましては、料金収入にかかわる重要な事項でありますので、料金の改定に合わせて検討すべきであるというふうに考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 他の中核市がどうなっているか、8立米が適当かどうか、節水も進むわけですので、そういう実態に応じた料金設定も検討していただきたいと思っております。

次の質問に行きます。

当年度純利益、前年度繰越利益剰余金等について、33ページに追加資料をいただいております。

33ページの一番下段にですね、平成30年度の当年度未処分利益剰余金約5億円があるわけですが、前年度と比べると若干減少しているようではありますが、その推移、理由をまず御説明いただきたいと思います。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度、当年度の純利益につきましては、損益計算書のほうですね、議案書⑩の平成30年度水道事業会計決算書の7ページでございますとおり、4億9,690万4,705円でありまして、昨年度の5億1,613万9,419円から1,923万4,714円減額をしております。営業収益の給水収益及びその他の営業収益が減少したことから、当年度純利益につきましても減少をしたというのが大きな要因であるというふうに考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 この純利益の使い道として2つありまして、33ページの一番下にもあるとおり減債積立金に積み立てる、建設改良積立金に積み立てるということで、どちらにも使えばゼロになるという関係なんですけれども、平成26年4月に水道料金を平均改定率7.9%の割合で改定した際に、2つ、水戸市が方針を示しました。

1つは、平成30年度までに年間約18億円、5年間で施設事業費を約89億円確保するという。それから2つ目が、建設改良積立金ですね、3.11の被災を契機に、お金を持っておくんだということで、平成30年度まで5年間で資金残高を約8億円にするという財政計画を立ててこの積み立てだと思わすけれども、平成30年度末の状況は計画どおりに来ているのか。例えば、過大に積み立てているということはないのか。

それから、平成26年度の料金改定から5年をめどに、平成30年度末まででその改定が適正だったかも含めて検証するというふうにしてまいりました。料金値上げはしてほしくないと思わすけれども、その検証の状況についてはどうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

前回の料金改定時に、事業費89億円を確保するというようなお約束をしております。これにつきましては、国庫補助金の活用等をしまして、89億円以上の事業費を確保いたしまして事業を推進しております。

また、建設改良積立金約8億円を積み立てるという部分につきましても、今定例会におきまして、平成30年度の決算認定を受けますと目標どおり約8億円の建設改良積立金を確保することができるような状況になってございます。

〔「検証について」と呼ぶ者あり〕

○梶山水道総務課長 失礼しました。

料金改定から5年経過して、その検証につきましては、現在行っております。その検証の結果につきましては、現在、策定している経営戦略の中で検証をしております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 検証はこれからということですが、値上げは極力しないように要望しておきたいと思います。
それから、次の消費税及び地方消費税についての通告は割愛させていただきます。

企業債の償還についてお伺いします。追加資料の35ページに、利率別の借入額等を出していただきました。議案書⑩の61ページにも、平成30年度に借りたものなどを含めて載っていますが、企業債の総額等、利率または高利率のものはどのような状況か、資料で説明をしていただきたいと思います。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの田中委員の企業債に関する御質問にお答えをいたします。

まず、平成30年度に新たに借りました企業債につきましては、議案書⑩平成30年度水道事業会計決算書の4ページ、5ページの上の表、収入という欄がございます。この第1款1項に企業債という項目がございます。5ページの右から3つ目の欄に、9億2,890万円という決算額がございます。この金額が、平成30年度に新たに借りることとなりました企業債の合計金額でございます。

平成30年度の利率につきましては、0.01%で借りておりまして、この0.01%につきましては、議案書⑩の61ページの下から4つですね、機構資金第650号から第557号までの4本が平成30年度に新たに借りた企業債の内訳になってございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 今の利率というのは非常に低いんだなということを実感いたしますが、追加資料の35ページを見ますと、いまだ3%台、4%台というも結構残っているというふうに思います。これを仮に今の利率0.01%で借りたとしたら、どれくらい軽減できるのか。借りかえとか繰上償還を繰り返し求めてきましたが、その必要があるんだろうと思っているんですが、そうした考えはないのかあわせてお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 田中委員、残り30分です。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

高利率の企業債について御質問がありました。先ほど、委員からは4%台と3%台というようなお話がありました。4%台のほうでしか計算をしていませんので、申しわけございません、4%台のほうで答えをさせていただきたいと思います。

平成30年度末におきまして、4%台で借りている企業債については5本残ってございます。この5本につきましては、将来において支払う利息の総額について計算しますと、約6,060万円となります。また、この企業債を4%以上の利率ではなくて、0.01%で借りた場合の利息はどうかということですが、これについては13万円になります。

それで、借りかえや繰上償還について御質問がありましたが、現在国による支援制度がないというような状況で、この支援制度がないとですね、一度借りた部分について利子を含めて返還をして、再度借りるというようなことで、それを行いますと先ほど言った13万円を余計に支払うことになってしまいますので、繰上償還、借りかえ、こういったものについては現在考えておりません。ただ、日本水道協会を通して、国等へこういったその支援制度というものをつくっていただくよう、要望を行っているところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ぜひ、要望が実現するように、私も望みたいと思います。

水道の最後ですけれども、職員体制ということで通告をいたしまして、資料も追加資料36ページに推移を出していただきました。平成29年度と比べ、職員数は横ばいのようなのですけれども、上下水道局への移行という動きもありましたし、増員等は必要なかったのか、図られていたのか、またそれらも含めてですね、職員の残業というのがどういうふうだったのかを聞きたいと思います。

また、職員の年齢構成については、各年代を見ますとばらつきもあるようなのですけれども、いろんな技術の継承等も含めて対応が必要だったのではないかと思います、お答えをいただきたいと思っています。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

職員構成につきましては、平成29年、平成30年と上下水道事業を統合するというところで統合推進室を設けました。その係員として4名ほど増員をさせていただいた経緯がございます。

次に、残業時間についてのお話があったかと思います。これにつきましては、平成27年から平成30年度にかけて、職員1人当たり14時間、15時間というような形で推移をしております。水道部の職員ですと、例年その程度の残業時間になって、残業時間の増というのはなくて、1人当たり15時間程度の実施内容になってございます。

次に、年齢構成につきましては、委員が御指摘のとおり、年代によってばらつきがあるのは事実でございます。現在、採用については本庁と同じ形でやっております、40歳以下の若手について若干構成の割合が不均衡でございますので、中途、民間経験者枠というような形で採用をお願いしております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 水道については終わりたいと思います。

下水道に入りたいと思います。

○渡辺委員 委員長、ちょっといいですか。

○高倉委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 関連ではないんですけれども、今、今日は議長さんも出席いただいているというようなことで、田中委員の質問を私が封じたりするつもりは全くないんですけれども、この決算委員会はあくまで議長さんが設置したというようなことで、これは認定で、平成30年度の決算の認定というものはルールとして、それについての議論をしていただくと、また質問答弁をしていただくというようなことになっております。ルール上ですね。

それで、この一般質問にかかわるようなところに行きますと歯どめがかからないと、みんなが質問するようになってきちゃうと思うんですよ。ですから、委員長さんにおかれましては、やはりルールにのっとり、一般質問と同じような同等の意思をもって質問なされているようなものについては、少し自制をしていただくと。また執行部におかれましては、今回これは認定するかしないかの問題ですから、そういうものについて、委員長さんがお諮りをしながら進めていただければというようなことを私の要望でお願いしておきま

す。

○高倉委員長 今、渡辺委員のほうからるる御意見がございましたので、今後の質疑につきましては認定にかかわるものに絞っていただくということを守っていただくということをお願いしたいなと思います。

引き続き、質問をお願いします。

田中委員。

○田中委員 下水道事業ですけれども、通告いたしました1番の普及率と整備率については割愛いたします。

2番の使用料改定の影響と一般会計繰入金の状況についてということをお聞きしたいと思います。4ページの追加資料をいただきまして、昨日も鈴木委員さんのほうでやっておられたので、私のかぶらない部分についてお聞きしたいと思うんです。

一般会計繰入金については、4ページですね、ずっと減少しているという、過去5年分の資料が出ていますが、昨日の質疑を聞いておりますと、いわゆる基準内と基準外の区分けの仕方が総務省の指示によって変わったんだという御説明がありました。その点で、平成29年度と平成30年度を比べて基準内はどれくらい減って、また基準外はどういうふうに推移をしたのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員からの基準内繰入金と基準外繰入金の御質問についてお答えいたします。

まず、平成30年度決算におきましては、一般会計繰入金総額で、請求資料4ページの一番上の表にございますとおり、51億3,300万円でございますが、そのうち基準内繰入金につきましては約39億4,000万円、基準外繰入金は約12億円になります。

平成29年度につきましては、一般会計繰入金総額では52億2,430万1,000円でございますが、基準内繰入金は約42億2,000万円、基準外繰入金は約10億円でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、基準内が2億8,000万円減り、基準外が2億円ふえたということでした。

昨日の質疑を聞いていますと、污水関係などが基準外であって、基準外は企業債の返済などだという御説明だったと思うんですけれども、以前は繰入金の約半分が、どちらも半分ぐらいの割合を占めていたと思うんですけれども、平成30年度の今の数字を見ますと、基準内が77%、基準外が23%というふうになっております。総務省のその見直しというのは、以前は賄い率という用語でもって、その使用料で賄うべき污水处理費を使用料収入でどれぐらい賄っているかというような捉え方だったと思うんですけれども、その要望も含めてですね、平成30年度というか、いつからそれは変わって、またその算定方法からするとどういうふうな割合になるのかお答えいただきたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、昨日御説明したとおりなんですけれども、総務省で繰り出し基準の見直しがございますので、総務省からの指導を受けて基準内の繰入金といたしまして、污水处理に要する経費や特定の企業債の償還にかかる経費、あるいは適切な単価による使用料を徴収していても賄うことのできない污水处理費等

に対しては基準内とするというふうに見直しが行われまして、その結果、基準内の繰出金が増額となったわけですが、こちらは平成29年度決算から適用されてございます。

いわゆる賄い率、現在は経費回収率と呼んでおりますが、経費回収率につきましては、こちらの総務省の指導による影響を受けまして、平成30年度決算におきましては99.86%となりまして、100%に近い数値となっております。

なお、繰り出し基準の算出方法の見直しを行ったために、従来の数値との比較は困難な状況になってございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

以前、下水道料金を改定する際に賄い率が低いので料金改定をするという理由の一つにもなっていたんですが、今の御説明では、経費回収率はほぼ100%ということになればですね、一般会計の繰り入れをこのように減らす必要はないんじゃないかなと思うんですが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。下水道料金にはね返る関係になると思うので、そういう点はどういうふうを考えているのかお聞かせいただきたいです。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

経費回収率につきましては、ほぼ100%となった現状の水準を維持することは極めて重要と考えてございますが、一方で、依然として12億円もの基準外繰入金が生じておりまして、これは使用料で賄えない部分の補填として一般会計から繰り入れているものでございますので、基準外繰入金の縮減に向けまして、引き続き、経営の改善に努める必要があると考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 下水道料金についても、3年に一度の見直しをしてきたわけですが、一般会計の繰り入れを減らし続けた結果、経営が悪化したという理由によって料金の値上げをするというようなことは避けるべきだということで、意見として申し上げておきたいと思います。

それから、次の質問ですが、受益者負担金の滞納処分の状況について、同じ4ページの次の段に出ておりますが、昨日、飯田委員さんがやっておられたので簡潔にしたいと思うんですけども、この生活環境を改善するのが下水道事業であって、接続してお客になってもらうという事業の性格からしてですね、差し押さえだとかというような強い取り立ての仕方というのはふさわしくないんじゃないかなというふうに思うんですけども、平成29年度は20件やって、平成30年度は2件と、年度によって大分差があるんですけども、その推移も含めた考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員からの滞納処分の状況についての御質問にお答えいたします。

資料としましては請求資料の4ページの中ほどにございます受益者負担金の滞納処分の状況については表のとおりとなっておりますが、滞納整理につきましては、法律に基づく督促のほかには催告書を発送しまして納付を促しておりますが、また財産調査等も行いまして、催告をしても連絡や納付がなかったもの、また

分納の約束をしていてもそれが不履行になったものなどについて差し押さえを執行するなど、法令に基づいて早期完納を目指して滞納整理に取り組んでいるところでございます。

差し押さへの推移につきましては、平成29年度は20件ございまして、平成30年度は2件ということですが、こちらにつきましてはその都度財産調査等を行いまして、差し押さえすべきものがあったときに差し押さえをするということで、差し押さえすべきタイミングが平成29年度は多かったということございまして、方針を変えたということではございません。

以上になります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 受益者負担金については、敷地が広ければそれだけ単純に額がふえていくというようなもので、中には負担が大変な家庭もあると思いますし、実態に応じた収納相談も求めておきたいと思います。

それから、次の質問に移りますけれども、こちらは企業債の償還について通告させていただきました。追加資料の最後の6ページにも出ておりますが、水道と比べてもまだ高い利率のものがあるようでありますが、3%、4%、5%について御説明いただきたいのと、それから事前に出していただいた参考資料の10ページ、11ページに、全体の資本的支出、収益的支出に占める企業債の割合が出ております。

11ページを見ますと、約56億4,000万円の償還金が資本的支出の約6割を占めております。収益的支出の約86億2,000万円のうち、支払利息及び企業債取扱諸費が約15億2,400万円で約2割を占めているという関係にあるわけで、この利息の支払い軽減というのが大きな課題だと思うんですけども、平成30年度に借りた利率を、先ほどと同じ質問になりますが、4%以上の企業債を最近のもので借りるとしたらどれぐらい利子が軽減されるかも含めてお答えいただきたいと思います。

○高倉委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員からの企業債についての御質問にお答えいたします。

請求資料6ページをごらん願います。6ページの表につきまして、表が下に行くほど利率が高いものになっておりまして、表の下から2番目、利率が5%から6%のものは3本ございまして、平成30年度末の残高が右から2番目で約6億5,000万円でございます。その上の利率が4%から5%のものは8本で、平成30年度末の残高が約18億1,000万円でございます。利率が3%から4%のものは23本ございまして、平成30年度末の残高が約38億4,000万円でございます。これら3%以上のもの34本の合計残高が約63億円ございまして、これらに対しまして、平成30年度に支払った利息の額は約2億8,000万円になります。

こちら、利率3%以上のもの34本につきまして、直近の民間資金の固定金利の利率0.35%でもし借りかえができたとしますと、利息の削減額は年間平均で約1億2,000万円となります。議員御質問の4%以上のものを同じく0.35%で借りかえますと、利子の削減額は年間平均で約6,000万円となります。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 こちらも借りかえを求めても、先ほど水道部の答弁のとおり、国のほうでそういう制度が今な

いんだという御答弁があると思うんですが、市中銀行の利息とか、先ほどの現在借りている利率と比べて非常に差があるので、その点は要望して、ぜひ負担軽減を求め続けていただきたいと思います。

最後の質問ですけれども、若宮処理場と那珂久慈流域下水道の処理の関係について通告をいたしました。これについては、追加資料の5ページに出ておりますが、桜川の北と南で分けていると思うんですけれども、処理能力と処理量について、若宮の水戸市浄化センターを見学させていただきましたけれども、こっちの処理量というのは前年度と比べて若干減っていて、那珂久慈流域下水道がふえているようなんですけれども、そのことと、那珂久慈流域下水道での処理量はふえているんですけれども、この5ページ中段の過去5年間の負担金支出状況というところを見ると平成29年度は随分減って、また平成30年度にぶり返しているんですけれども、前年度と比べると処理量はふえているんですけれども、負担金は減っているという状況があります。この関係などについても御説明をいただきたいと思います。

○高倉委員長 川原井下水道施設管理事務所長。

○川原井下水道施設管理事務所長 ただいま田中委員から御質問がございました処理量に関しまして、まず最初に御説明いたします。

水戸市浄化センターの日平均の処理能力は6万2,800立方メートルでございます。那珂久慈浄化センターは10万3,950立方メートルでございます。

過去の5年間の推移でございますが、平成30年度の日平均処理水量は、水戸市浄化センターが5万2,034立方メートルでございます。那珂久慈浄化センターで処理されている水戸市分の処理水量は、2万3,258立方メートルで、前年度と比較いたしますと、水戸市浄化センターについては昨年と同程度の水量でありまして、那珂久慈浄化センターは増加している状況でございます。

委員御指摘の負担金、平成29年度の増減でございますが、那珂久慈流域下水道維持管理負担金の減少した理由でございますが、那珂久慈流域下水道の負担金の単価の見直しによるものでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。最後にしたいと思います、いずれにしてもですね、どちらも余裕があって普及促進を水戸市としては進めていくということが十分可能な状況にあるんだらうというふうに思いますので、今後も下水道の普及に取り組んでいただくよう要望をして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○高倉委員長 それでは、田中委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

須田委員。

○須田委員 田中委員の質問の水道事業会計の9番、職員体制についてに関してですね、認定の可否を判断するために1点質問させていただきたいと思います。

職員体制が、過去に委託その他によってどんどん環境が改善されているというのは、私どももよく存じておりますし、それは大変いいことだと思っておりますが、そのことによって市民に対する利便性が低下するということは許されない問題があると思います。その点について、認定の可否について判断するため質問させていただきます。

今、いわゆる午後5時以降や休日等に市民が水道で何か困ったことがあってすぐお電話すると実はテーブ

が流れるような形で対応されていると思っています。そのテープの内容は最初に、ただいまの時間は業務何とかだと、しばらくの間音声流れるんですよ。そうすると皆さん電話を切ると。すみません、須田さん、今、水が漏水しているんですけども、どうしたらいいんですかね、などと実は今年度になって電話が2本もあったわけでありまして。それを聞いたときに、私が問い合わせをしたら、そのテープをよく聞くと最後に本当に緊急な場合はそれ出てくるよと言われたわけでありまして。というふうに指導しているわけでありましてけれども、そのテープの最初が余りにも長過ぎて、最後のところにたどり着く前に、本当に緊急の場合にはたどり着かないんですよ。そうすると市民は、そのとき大変不安で、水がここから漏れているよというのが完全にわかっているにもかかわらず一々ワンクッション挟んで私たちに電話する。それから、私が市役所のほうに電話するという対応はできるんですけども、市役所のほうに電話しても同じようなテープが流れている。かなりの間電話が、対応はあれで、あ、市役所もやっていないと、こういう状況になっています。そうすると、こういう件は多分たくさんあると思うんですよ、私のところで2件あったぐらいなんですから。そう考えると、そこら辺の改善策等が昨年度の予算で何らか見込まれていたのか、それとも見込まれていないのか、教えていただきたいと思っております。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えをいたします。

水道部におきましては、本庁舎に入る以前は、水道単独で庁舎をお借りしていました。その際には、夜間と休日の受付業務を業者に委託をしておりました。この本庁舎に入る際にですね、水道部の電話のほうも、一括してその本庁舎のほうに入るようなシステムになった経緯がございます。そういった中で、休日夜間の受付業務自体は現在も行っております。

今、委員からお話のあった長いテープがあったよということですが、テープのその最終の部分に、水道部の委託先に転送が行くという。そこについて、今後ですね、テープについて修正をかけて、市民の方に御不便を来さないような形で検討してまいります。

○高倉委員長 須田委員。

○須田委員 それでは、昨年度の予算ではそういうことだったと、予算というか、昨年度の執行状況はそういう形でしたんでしょから、当然認定に関しては可ということで、私たちも賛成しますけれども、そういう改善等の要望は一応しておいて、質問を終わります。ありがとうございました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、以上で、田中委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、土田委員から発言を願います。

土田委員。

○土田委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、水道事業会計のほうで1点目は、給水停止件数と停止基準について、資料を出していただきました。出していただいた資料の34ページになります。

まず、この給水停止の基準というこの停止までのやり方について、少し詳しく御説明をお願いします。

○高倉委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの土田委員の質問について御説明させていただきます。

給水停止までの流れといたしましては、納付書でお支払いのない場合につきまして、請求月の末日が納入期限となっておりますので、それまでに、納入期限までに納入がない場合、20日後に督促状が発送されます。さらに納入がない場合は、委託業者による戸別訪問及び電話催告など納付指導を行い、それでも納入がなく、2回分の料金が未納となった滞納者に対しまして、訪問集金を兼ねた給水停止執行予告書の配付を行い、3週間後に給水停止を執行しております。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、月末から考えると、2回分というと2カ月と3週間後に執行ということでもいいんですか。わかりました。

そうしますと、こちらの資料を見せていただきますと、平成30年度の停水執行は2,090件ありましたと、解除が1,876件、この解除というのはどのくらいの期間で解除されているのか、解除の仕組みもお願いしたいと思います。

○高倉委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの土田委員の質問にお答えします。

給水停止を行いますと、ほとんどの世帯につきましては翌日及び翌々日ぐらいにはお支払いいただけますので、二、三日中のうちにはほとんどの停水箇所が開栓となっております。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

あと、もう一点、この平成30年度で見ますと、給水停止中は214件と出ていますけれども、こちらについては今現状はどんなことになっているんですか。

○高倉委員長 倉田料金課長。

○倉田料金課長 ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの214件につきましては、ほとんどが現在開栓状態となっております。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

この水道水につきましては本当に最低限のライフラインということで、とめられちゃって本当に大変な思いをするという方もありましょし、今現状の社会情勢の中で料金支払いがなかなか難しいという家庭もありますと思いますので、なるべく水をとめてしまうというところまでいく前に、分納相談とかに応じるとか柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。

通告の2番目と3番目につきましては、昨日鈴木委員さんからもありましたので、重なる部分は省略します。

ちょっとだけ確認しておきたいので、まず2番のほうで、いただいた資料では8ページです。8ページの

鉛製給水管につきましては、昨日の御答弁でも令和4年を目標にしてやられているということでしたけれども、現状はなかなか進んでいないと、スピード感がちょっと大変そうだというのは認識しましたけれども、現状のこのやり方、予算でこの目標が達成できるのかどうかというところの考え方、どのぐらいで全部……

○高倉委員長 ちょっとお待ちくださいね。決算なので、今後の予算とか、そういう部分のこと、答弁が難しいので。

○土田委員 はい、わかりました。

目標に対してどのぐらいのペースで進めている状況なのかをお願いします。

○高倉委員長 梶山給水課長。

○梶山給水課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

なかなか難しいような状況は続いております。今年度から、計画して行って、入札で、夏に工事の委託をかけた上で、職員とともにお客様の御承諾をいただきながら、工事を発注するような計画を新たに取り入れてございます。ただ、なかなか難しいところがございますが、令和4年を目標に向けて頑張っているところでございます。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 わかりました。

同じ件で、11ページの石綿管については、昨日鈴木委員さんのほうからありましたので私はやりませんが、1件だけ、令和4年を目標にされていて、いつごろまでに完了するのかという質問にお答えがなかったもので、その点についてお答えをお願いします。

○高倉委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

計画に関しましては、目標どおり令和4年度解消に向けて今現在進めております。

以上でございます。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

通告の3番の漏水調査につきましても昨日ありましたので、割愛します。

4番目の災害時の対策について質問いたします。資料を17ページから23ページまで出させていただきました。まず初めに、17ページに出していただきました給水拠点、給水基地につきまして、少し内容につきまして御説明をお願いします。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいま、土田委員よりありました御質問についてお答えいたします。

給水拠点と給水基地の違いでございますが、給水拠点につきましては市民の皆様にもどおりにお水を配りする場所、市民の方がそこへ来て、飲料水を確保できる場所というのが給水拠点としてあります。給水基地、こちらにつきましては、昨日資料の中で御説明しましたが、各市民センターに設置しました応急給水用のコンボライフと呼ぶ1立米の水が入る仮設のタンクがございます。そこへ水戸市管工事業協同組合の組合員さんが車載のタンクで水を運ぶ際に、その車載タンクに水を注水するための施設となっております。

したがいまして、市民の皆様方に、ここで水をお配りするというような場所としては基本的には考えてございません。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうしますと、給水基地じゃなくて給水拠点のほうが、直接市民の皆さんが水をとりに来る場所ということですよ。

昨日視察にも行かせていただきましたので、耐震型循環式飲料水貯水槽の設置についてのこの分布を見せていただきますと、市内の中心部に固まっております、この周りのところに余りないということにつきましてはこれはどういうことなのか教えてください。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

耐震型貯水槽が市街地に多く設置してあるのではないかなというようにございますが、災害時に、地震発生時から発生後3日間につきまして、生命を維持するために水が1人1日3リットル必要と言われております。耐震型貯水槽を設置するに当たりまして、水道部で応急給水のシミュレーションというものをやっております。各小学校区内の人口に対しまして3リットルを3日間、そうするとどれぐらい必要なんだというように必要水量を算出しております。

それと、既存の耐震型貯水槽ですとか、先ほど話しました運搬給水などによって確保できる給水可能水量を算出しました。

その結果ですね、人口密度が高い部分につきまして、どうしても不足する水量がございます。そこもカバーするという事で耐震型貯水槽を設置してきた経緯がございますので、どうしても人口が多いまちなかの部分にですね、耐震型貯水槽の設置をしていったというような経緯がございます。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうしますと、この貯水槽がない部分については、先ほどおっしゃったように、給水車で各市民センターに運んで行って水をとっていただくということで理解すればいいんですね。ありがとうございます。

次にですね、災害時の協力体制についての資料を出していただきましたので、相互応援につきまして少し御説明をお願いします。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの土田委員の相互応援の部分について御説明いたします。

資料にしますと、22ページをまずごらんいただきたいと思います。

私どもは、日本水道協会という協会に所属しております、各事業体が被災等にあつた場合に、お互い助け合おうというような協力体制ができております。

〔「これは決算の委員会」、 「それじゃ産業水道委員会になっちゃうよ」、 「委員長、少し整理したら」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ちょっと、これはいわゆる平成30年度における災害の対応の体制についてということでお

答えてください。

○土田委員 中身がわからないとわからないでしょう。

[発言する者あり]

○高倉委員長 それじゃ、答弁をお願いします。

○梶山水道総務課長 日本水道協会の応援活動につきましては、今先ほど話がちょっと出ましたが、大規模な地震ですとか、台風等の被害を受けた場合に、被災地から応援の要請が県支部を通して各地方ブロックのほうにまいります。地方支部ですと、隣の県に協力を要請しまして、応じているような現状がございます。応急給水活動のほか、水道管の復旧などにも対応するような形になっておりまして、最近ですと、平成30年度ではございませんが、台風15号の関係で水戸市におきましても千葉県から要請がございまして、山武郡のほうに給水活動を実施してきた経緯がございます。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

この通告の部分、最後は23ページに応急給水訓練の状況を出していただきましたけれども、学校区で34ぐらいあると思うんですけども、昨年平成30年度、13地区しか出ていないですけども、この訓練の状況というか、ほかの地域はどうなんでしょうか。

○高倉委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の応急給水訓練の状況につきましては、提出をさせていただきました資料23ページにあるように、13地区におきまして実施をしているところがございます。これは各地区の防災訓練等にあわせて行っているものでございます。メインとなりますコンボライフの操作等につきましては、コンボライフは平成27年度に設置した経緯がございますので、平成27年、平成28年におきまして34地区、失礼しました、当時31地区ですね、内原におきましては鯉淵と妻里と内原でまだ市民センターができておりませんでしたので、1地区になっておりましたので、全ての地区で実施をしております。

その後ですね、各地区の防災訓練にあわせて実施させていただけるよう、私どもからも市民センターに、応急給水訓練をやらせてくださいというように協力をお願いしているところがございます。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

資料を見せていただくと、このコンボライフの設置も4人以上の人の手がかかるとか、訓練が何年かに1回では実際のときには役に立たないということもあるし、住民の方の構成も変わるでしょうから、応急給水訓練のほうはもっと定期的の実施して、いざというときに困ることがないように頑張らせていただきたいと思います。

通告の5番目の放射能濃度検査、原発事故損害補償金につきましては、出していただいた資料は37ページから39ページになります。これは、1点だけ確認させていただきます。39ページの原発事故災害補償金の事由についてという資料を出していただきましたけれども、笠原水源と汚泥の放射性物質測定について請求されているということですけども、この37ページの楮川浄水場の放射性物質検査というのはどうなっ

ているんでしょうか。

○高倉委員長 島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

楮川の水道水の放射性物質濃度の検査につきましては、国のモニタリング方針に基づきまして、毎月1回行っております。昨年度につきましては12回行ってございます。

○高倉委員長 その費用はどうなっているかでしょう。それを聞いているんでしょう。

○土田委員 そうです。

○島浄水管理事務所長 すみません。放射能検査につきましては、県の検査機関のほうで実施しておりますので、費用としては無料となっております。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 わかりました。県のほうでやっていて、水戸市はお金は出していないということですね。出しているこの2つについては請求をしているということで理解をすればいいんですね。わかりました。

じゃ、下水道事業のほうに移ります。

こちら昨日、飯田委員さん、鈴木委員さんとの質問がかぶっている部分がほとんどですので、多少お聞きします。2つ、普及率と整備率についてのところですけども、資料は出していただきました1ページのほうですね。

こちらは、進捗のほうは令和5年までということで計画を進めていच्छやるとということなんですけれども、この整備区域の認可区域外の部分に新しい住宅が建っていたら、私の近くでも開江のほうなどがちょうど整備区域の谷間になっていて、そこに住宅がふえているというところがありまして、こういったところも区域外のところに必要性があるというところの見直しみたいなことというのはされるんでしょうか、されているんでしょうか。

○高倉委員長 平成30年度にそういったことで検討されたかどうかという質問ですね。

○土田委員 はい。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えします。

まず、平成30年度の整備箇所なんですけれども、現在、下水道部のほうでは内原地区、あと水戸北処理区、水戸南処理区という箇所を整備しております。

御質問の認可区域外の部分かと思うんですけども、区域外につきましては現在検討中という状況でございまして、まずはやはり令和5年までの中で、水戸市の第6次総合計画の中での整備として進めておりますところでございます。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

計画自体が長いスパンなので、年々水戸市の住環境状況が変わっていくと思うので、住民の要望にあわせて見直しに鋭意取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、水洗化補助制度の実績と水洗化率の向上策についてということで通告を出させていただきますし

た。この補助制度についてと実績につきまして、少し御説明をお願いします。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えします。

水洗化の補助制度といたしましては、水洗化率の向上のための対策といたしまして、現在、水洗化に改良する資金を金融機関から借り受けた場合、それに当たる利子を補給するといった制度がございます。最近は、利子のほうの低金利の時代というのもあると思うんですが、利用状況はないという状況でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

補助制度はあるけれども、しばらく利用がないということですが、実際には下水道が整備されても、大きなお金がかかるのでなかなか接続するのが難しい家庭があるのではないかと思います。結局、せっかく下水道をつくったのにつないでもらわなければ意味がないわけで、そこは接続を促進していくためにそういった補助制度についてこの利子補給制度では不十分なのではないかと考えます。この点も考えていただきたいという意見を申し上げまして、以上で私の質問は終わります。

○高倉委員長 それでは、ただいまの土田委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

松本委員。

○松本委員 関連ではないんだけど、明日はこれを認定するかどうかというだけの委員会になるわけですね。そうすると総括的な、皆さんに関係する、今回4人かな、通告された方々の質問に関連をするんですけども。

まず第1点としましてはですね、要するにこれは検討課題としていただきたいんですけども。上下水道事業管理者がここにおられます。転出者に対する不納欠損、例えば水戸市民が茨城町に転出するよといった場合に、水戸市の市民課ではわかっているわけですね。そうすると水道部ではそれは個人情報だからということで聞けないと、これは法律というものですから、いいことも悪いことも個人情報というのは影響するんですよ。しかし、だから、これだけの滞納額、不納欠損額と、使用料というのは何年たったとって不納欠損にはならないと思うんです、税と違いますから。ですから、その辺のところを内部でも法的にそういう聞ける方法、そして請求できる方法等が大きな課題かなと思うんですよ。そういう方法を、ひとつこの公営企業会計決算特別委員会の中で意見があるよというふうなことでですね、とりあえず調査をしていただけるかなというふうなことを、まず考えております。

それから、水道のほうの漏水のこの工区なんだけれども、今年は黒く塗ったこの全部で40工区あるのかな、それだけなんだけれども、その他の工区の、この黒塗りした工区以外の漏水の調査というものは、既にもう行われたのか、毎年何工区ずつやっているのか、それをお答えいただきたいなというふうに思います。

それとですね、今度は下水道のほうですね、本管が入っておって、つながないから受益者負担金が取れないと、こういう問題もありますね。それは例えば、幹線道路に本管が入って、その少し前に新しく家を建てて、合併浄化槽をつくって確認をとっているから下水道には入らないんだというような建設は結構多いんじゃないかなと思うんです。この辺の考え方、せっかく受益者負担金というのは市税を使って本管の工事を

引くんだから、できるだけ浄化槽を潰して、受益者負担金を支払っていただいて、そして公共下水道に参入していただくというような、この努力というかな、こうした方法の策をもう少し深く考えたほうがいいのかなと私は思っているんです。これも答弁はできないだろうから検討でいいと思います。

あとは、県のほうの給水の問題とかいろいろが出ましたけれども、これはやはり、水の問題は水戸市だけの問題じゃなくて、隣接の市町村が水で困れば、水戸市だってひたちなか市のほうに、最悪の場合は水道の給水をするという策までしていますよね。これは、水の問題は茨城町でも同じだと思います。隣接の市町村に対する水の問題は、やはり大切でありますから、その問題はそれでこれまで同様でいいんじゃないかなというふうに思っています。

以上ですね、私のほうから二、三点要望と質問をさせていただきました。

やはり一番大事なのは、その個人情報の問題かな。悪いことも個人情報で守られちゃうんですよね、いいことだけでなく。故意にそれをやる場合もあるのかなと。水道のほうで、それだけの転出者に対してのこの不納欠損額が出ているということは、市民課との連絡をしたとしても市民課のほうでは教えていただけないということなのか、これは個人情報だから聞かないのか。私のほうの個人情報というのは皆さんがそれぞれの立場でもって、それぞれ知り得たことを口外して、これは守秘義務で、立場でもって知ったことを口外することは個人情報保護法違反と、その辺のところとその個人情報とが、その何ていうのかな、混合しちゃっているみたいな部分を感じられるような気がするんです。

やはり、水道は安全で安心でおいしい水を供給して、そして、水商売ですから使った分だけはいただくというのが基本だと思います。その辺のところについてはよく検討をお願いして、私の総括的な意見として、私の意見は終わります。

○高倉委員長 松本委員、今いただいた中の質問に答弁できるところは答弁をいただきますけれども、どうですか。

○松本委員 答弁の部分は、先ほどの、考えているのかどうかということですよ。本管に入っていないながら、新しく家を建てたから、公共下水道には参入しないというところがたくさん、何軒か私も知っています。だけれども、その辺のところは強制もできない。だから受益者負担金は未納になっているということなんだろうというふうに思うんですよね。この辺のところ、模索があれば答弁していただきたい。できなければ後ほど結構ですよ。私も都市建設委員会にいますから、そのときにでも構いませんけれども、今幾つか、水道部のほうと下水道部のほうに私のほうで要望を申し上げましたけれども、もし答弁できる部分がありましたら、答弁していただきたい。

○高倉委員長 今、松本委員のほうから話があった中で論点は4つあったと思います。水道と下水道と、それで2つずつあったと思うんですが、それぞれで答弁できるものについては答弁をお願いしたいと思います。

梶山給水課長。

○梶山給水課長 ただいま松本委員から質問がございました、漏水調査を46工区に分けていますが、昨年やった箇所以外のところはどうかという御質問だったと思います。

8年周期で計画させていただいて、やっております。大体年間1万5,000件から2万件の件数を考えておまして、それで8年周期で回してございまして、水戸市内全域で給水管の漏水調査は行っておるとこ

ろでございます。

○松本委員 だから、もう大体全部終わったということですね。

○梶山給水課長 はい、一通りは回っておりますが、これからも継続して続けていきたいと考えております。

○高倉委員長 関連質疑は残り1分なのですが、残りの答弁を。

倉田料金課長。

○倉田料金課長 先ほどの松本委員の御質問にお答えいたします。

無断転出の件なのですが、住民登録のある方につきましては、市民課と連携というか契約をしております、住民基本台帳のほうを確認できて、そちらから追跡調査を行っております。市外転出されました方につきましては電話及び文書による催告を行っております、近隣市町村につきましては徴収訪問等も、現場へ行っての徴収等を行っております。

○高倉委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの松本委員の関連質問に対してお答えいたします。

下水道の受益者負担金の対策でございますけれども、確かにですね、工事をやっていますとお家を建てたばかりとか、浄化槽がまだ使える状況である中で、公共下水道への接続が進まない、あわせて、使っていないので負担金も納めたくないという御意見をいただく場合もございます。

現在行っている対策といたしましては、工事に入る前ではなく、設計に入る段階の中でそういう制度がありますよと、工事の段階では切りかえるのにいただく負担金がかかりますという説明をしたり、また現場のほうでも、浄化槽を廃止したあとの浄化槽の再利用の方法とかアイデアをですね、丁寧に御説明しながら接続の御相談とかという形を受けて進めている状況でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 松本委員、よろしいですか。

○松本委員 はい。

○高倉委員長 ほかに関連でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、以上で、土田委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、以上をもちまして、当委員会に付託されました認定第2号及び認定第3号の質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日午前10時から開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時37分 散会